

三条市農業委員会総会議事録

日 時 平成25年10月31日 午前9時30分

場 所 三条市役所 本庁舎4階全員協議会室

会議に付した議題

- 議第 1号 農用地利用集積計画について
- 議第 2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議第 3号 事業計画変更承認申請について
- 議第 4号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議第 5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議第 6号 農地の競売（買受）適格者証明願いについて

報告事項

- 報第 1号 第3調査部会の調査結果報告について
- 報第 2号 農政対策部会の結果報告について
- 報第 3号 農地法第18条第6項の解約通知について
- 報第 4号 基盤強化法の解約通知について
- 報第 5号 農地法適用外事実確認願証明について
- 報第 6号 農地潰廃通報について
- 報第 7号 作付変更届について
- 報第 8号 農地法第3条の3第1項の届出について
- 報第 9号 あっせん譲受等候補者名簿の登載について

その他

出席委員 33名

- | | |
|----------------|----------------|
| 1番 大 桃 伸 之 委員 | 4番 村 井 善一郎 委員 |
| 5番 熊 倉 睦 委員 | 6番 捧 譽 委員 |
| 7番 阿 部 眞佐雄 委員 | 8番 刈 屋 一 夫 委員 |
| 9番 佐 藤 満 委員 | 10番 金 子 純 一 委員 |
| 11番 内 山 清 委員 | 12番 大 竹 一 雄 委員 |
| 13番 鶴 巻 俊 樹 委員 | 14番 村 山 佐喜雄 委員 |
| 15番 山ノ内 正 委員 | 16番 大 竹 正 信 委員 |
| 17番 廣 川 哲 也 委員 | 18番 田 邊 稔 委員 |
| 19番 五十嵐 俊 雄 委員 | 20番 坂 井 和 弘 委員 |
| 21番 阿 部 銀次郎 委員 | 22番 野 水 敏 秋 委員 |
| 23番 野 崎 文 夫 委員 | 24番 嘉 藤 太加雄 委員 |

25番 佐藤 裕雄 委員 26番 阿部 新一郎 委員
27番 星野 英治 委員 28番 藤田 吉則 委員
29番 渡邊 一英 委員 30番 原 正利 委員
31番 小師 勉 委員 32番 目黒 伸一 委員
33番 山田 佳典 委員 34番 蒲澤 正 委員
35番 小林 六一 委員

欠席委員 2名

2番 鶴巻 純一 委員 3番 清水 栄 委員

職務のため出席した事務局職員

事務局 長 大坂 純司
事務局 次長 斎藤 公明
経営基盤係副参事 麦倉 政勝
経営基盤係主任 鈴木 和志

午前9時30分 開会及び開議

議長（野崎会長）

定刻になりましたので、これより10月の定例総会を開催したいと思います。

それでは、出席状況を申し上げます。定員35名のところ、現在員35名、出席33名、欠席2名で会議は成立いたします。

なお、議事録署名委員につきましては、定めにより私から指名をいたします。4番、村井善一郎委員、35番、小林六一委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、農業委員会等に関する法律第24条の規定に基づき、議事参与の制限により議長を20番、坂井和弘会長代理に交代いたします。よろしくお願いいたします。

（会長 野崎文夫委員退席、会長代理 坂井和弘委員議長
席に着く）

議長（坂井会長代理）

議長を交代し、早速議事に入ります。

なお、15番、山ノ内正委員、23番、野崎文夫委員は、農業委員会等に関する法律第24条の規定に基づき、議事参与の制限により本議案終了まで退席をお願いします。

（午前9時40分 15番山ノ内 正委員、23番野崎文
夫委員退席）

議長（坂井会長代理）

事務局、説明願います。

事務局（大坂事務局長）

それでは、議第1号『農用地利用集積計画について』ご説明いたします。

6ページをごらん願います。今月の申請は、新規設定9件、5万3,013.3㎡、再設定19件、7万4,158㎡、所有権移転1件、1,999㎡であります。合計で29件、12万9,170.3㎡であります。

それでは、戻りまして1ページの39番から順に説明いたします。39番は、井栗地内の農地2筆、1,999㎡をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10a当たり約110万円であります。

40番は、鬼木地内の農地8筆、9,527㎡を新規により2年間利用権設定するものであります。

41番は、金子新田地内の農地1筆、722㎡を新規により3年間利用権設定するものであります。

42番は、金子新田地内の農地1筆、1,336㎡を新規により3年間利用権設定するものであります。

43番は、西大崎3丁目地内の農地3筆、2,944㎡を新規により3年間利用権設定するものであります。

44番は、上保内地内の農地4筆、1,265㎡を新規により6年間利用権設定するものであります。

45番は、曲谷地内の農地11筆、9,535.3㎡を新規により6年間利用権設定するものであります。

46番は、新堀地内の農地15筆、1万5,464㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

47番は、月岡ほか地内の農地19筆、5,782㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

48番は、栗林地内の農地7筆、6,438㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

次の49番から5ページの67番の19件につきましては、再設定でありますので、説明を略させていただきます。

いずれも申請人の書類確認及び農地の効率的利用、農作業に常時従事すると認められることなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。

以上であります。

議長（坂井会長代理）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前、先日調査部会で調査いただいておりますので、その結果を報告願います。

第3部会長は、私の隣に着席願います。

4番、村井委員。

第3調査部会長（4番村井善一郎委員）

おはようございます。それでは、第3調査部会の調査結果についてを報告いたします。

第3調査部会は、10月25日午前9時から厚生福祉会館第2集会室におきまして、部会員と野崎会長、坂井会長代理出席のもと会議を開催いたしました。

事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件について意見決定を経て、午前11時20分に閉会いたしました。

ただいま意見が求められております議第1号『農用地利用集積計画について』は、新規設定9件、再設定19件、所有権の移転1件、合計件数29件、面積にして12万9,170.3㎡で、書類審査及び事務局からの詳細説明を受け、いずれも農地の効率的利用、農作業に常時従事すると認められるなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（坂井会長代理）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。なお、委員の発言については挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言をお願いいたします。

ご発言がないようですので、お諮りいたします。議第1号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（坂井会長代理）

それでは、異議ないものと認めます。

15番、山ノ内正委員、23番、野崎文夫委員の着席をお願いします。

（午前9時45分 15番山ノ内 正委員、23番野崎文夫委員着席）

議長（坂井会長代理）

それでは、議長を交代いたします。

（会長代理 坂井和弘委員退席、会長 野崎文夫委員議長席に着く）

議長（野崎会長）

続きまして、議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（大坂事務局長）

それでは、議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』説明いたします。

8ページをごらん願います。今月の申請は6件の申請で、合計7,436㎡であります。

それでは、戻りまして、7ページの29番から順に説明いたします。

29番は、代官島地内の農地18筆、2,304㎡を譲り受け人が経営規模拡大を図

るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約100万円であります。

30番は、大平地内の農地1筆、3,006㎡を譲り受け人が経営規模拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約30万円であります。

31番は、曲谷地内の農地1筆、69㎡を譲り受け人が経営規模拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約30万円であります。

32番、33番は、下大浦地内の農地1筆、843㎡と下大浦地内の農地1筆、882㎡を譲り受け人、譲り渡し人が相互の交換により取得するものであります。

34番は、東本成寺地内の農地1筆、332㎡を譲り受け人が経営規模拡大を図るため、贈与により取得するものであります。

いずれも申請人の書類及び現地確認、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、下限面積を超えていることなど、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えます。

以上であります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告を願います。

4番、村井委員。

第3調査部会長（4番村井善一郎委員）

議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』は、売買によるもの3件、贈与によるもの1件、交換によるもの2件、合計件数6件、面積7,436㎡で、現地調査を含む書類審査及び事務局の現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも譲り受け人の経営面積や機械、労働力、技術、下限面積などの許可要件を全て満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第2号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第3号『事業計画変更承認申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（大坂事務局長）

それでは、議第3号『事業計画変更承認申請について』説明いたします。

1 1ページをごらん願います。今月の申請は8件の申請で、計3, 192㎡であります。

それでは、戻りまして、9ページの19番から順に説明いたします。

19番は、片口地内の農地2筆、264㎡を売買により取得し、住宅1棟の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約3万円であります。場所につきましては、本成寺公民館南側500m付近で、住宅等が連たんする区域内であることから、第3種農地と判断されます。

20番は、月岡2丁目地内の農地2筆、203㎡を売買により取得し、駐車場7台の用地を隣接幼稚園施設と一体利用といたしまして利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約3万円であります。場所につきましては、聖母幼稚園隣接地で、都市計画用途地域の第1種低層住居専用地域内に当たることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

21番は、上保内地内の農地1筆、198㎡を贈与により取得し、住宅1棟の用地として利用したいものです。場所につきましては、JR保内駅北西側400m付近で、みずほ団地内にあります。住宅等が連たんする区域内であることから、第3種農地と判断されます。

22番は、事業計画変更のみの申請であります。代官島地内の農地1筆、276㎡を住宅1棟の用地として利用したいものです。場所につきましては、代官島公民館北西側100m付近で、住宅等が連たんする区域内であることから、第3種農地と判断されます。

23番は、西本成寺2丁目地内の農地1筆、280㎡を売買により取得し、住宅1棟の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約4万円あります。場所につきましては、東本成寺集落開発センター西側200m付近で、住宅等が連たんする区域内であることから、第3種農地と判断されます。

24番は、須頃1丁目地内の農地1筆、833㎡を売買により取得し、事務所兼店舗1棟、駐車場15台の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約5万円あります。場所につきましては、JR東三条駅の燕側で、南西200m付近でございます。高速道路西側側道に隣接をしております。都市計画用途地域の商業地域内に当たることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

25番は、須頃1丁目地内の農地1筆、833㎡を売買により取得し、貸し事務所1棟、貸し駐車場19台の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約5万円あります。場所につきましては、JR東三条駅の燕側でございまして、燕側の南西200m付近で、高速道路の西側側道に近接しております。都市計画用途地域の商業地域内に当たることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

26番は、代官島地内の農地1筆、305㎡を売買により取得し、住宅1棟、駐車場

2台の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約2万円であります。場所につきましては、代官島公民館北西側100m付近で、住宅等が連たんする区域内であることから、第3種農地と判断されます。

いずれも申請人の書類及び現地確認し、立地基準及び一般基準などの許可要件を全て満たしていると考えます。

以上であります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告をお願いします。

4番、村井委員。

第3調査部会長（4番村井善一郎委員）

議第3号『事業計画変更承認申請について』は、件数にして8件、面積にして3,192㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第3号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第4号『農地法第4条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（大坂事務局長）

それでは、議第4号『農地法第4条の規定による許可申請について』説明いたします。

12ページをごらん願います。今月の申請は5件の申請で、計1,028㎡であります。

それでは、25番から順に説明いたします。

25番は、西四日町4丁目地内の農地1筆、264㎡を作業所1棟、通路の用地として利用したいものです。場所につきましては、JR三条駅西側500m付近で、新通川に隣接しております。都市計画用途地域の第1種住居地域内であることから、第3種農

地と判断されます。

26番は、西大崎1丁目地内の農地1筆、48㎡を車庫1棟を隣接住宅と一体利用として利用したいものです。場所につきましては、吉沢医院北側200m付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内であることから、第3種農地と判断されます。

27番は、片口地内の農地1筆、66㎡を道路用地として利用したいものです。場所につきましては、本成寺公民館北側100m付近で、住宅等が連たんする区域内であることから、第3種農地と判断されます。

28番は、帯織地内の農地1筆、132㎡を作業所1棟の用地として利用したいものです。場所につきましては、帯織集落内で本龍寺西側200m付近であります。住宅等が連たんする区域内であることから、第3種農地と判断されます。

29番は、南中地内の農地2筆、518㎡を農家住宅1棟、農作業所1棟の用地として利用したいものです。場所につきましては、南中集落内で南中集落センター東側200m付近であります。住宅等が連たんする区域内であることから、第3種農地と判断されます。

いずれも申請人の書類及び現地確認し、立地基準及び一般基準などの許可要件を満たしていると考えます。

以上であります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告を願います。

4番、村井委員。

第3調査部会長（4番村井善一郎委員）

議第4号『農地法第4条の規定による許可申請について』は、件数にして5件、面積にして1,028㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第4号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

なお、ただいま許可相当とした案件については県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可といたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第5号『農地法第5条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（大坂事務局長）

それでは、議第5号『農地法第5条の規定による許可申請について』説明いたします。

今月の申請は、15ページをごらん願います。13件の申請で、合計8,085㎡であります。

それでは、戻りまして、13ページの54番から順に説明いたします。

54番から60番は、先ほど事業計画変更承認申請での農地法第5条の許可申請でありますので、説明を略させていただきます。

61番は、月岡3丁目地内の農地1筆、320㎡を賃借権の設定により取得し、駐車場11台分の用地として利用したいものです。場所につきましては、市道西大崎西本成寺線、月岡交差点の西側100m付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内に当たることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

62番は、島川原地内の農地1筆、3,411㎡を賃借権の設定により取得し、砂利採取地として平成25年11月20日から平成27年5月19日まで一時転用地として利用したいものです。場所につきましては、島川原集落西側の五十嵐川右岸堤防付近で、農用地区分は農用地に該当しております。

63番は、東本成寺地内の農地3筆、878㎡を売買により取得し、駐車場28台、通路の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約2万円であります。場所につきましては、東本成寺集落開発センター西側200m付近で、住宅等が連たんする区域内であることから、第3種農地と判断されます。

64番は、直江町4丁目地内の農地1筆、165㎡を売買により取得し、住宅1棟の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約3万円であります。場所につきましては、旧斎場から西側200m付近で、都市計画用途地域の工業地域内に当たることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

65番は、片口地内の農地1筆、198㎡を売買により取得し、住宅1棟の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約2万円あります。場所につきましては、本成寺公民館北側100m付近で、住宅等が連たんする区域内であることから、第3種農地と判断されます。

66番は、上保内地内の農地2筆、197㎡を売買により取得し、住宅1棟、駐車場2台の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約3万円あります。場所につきましては、JR保内駅南側400m付近で、住宅等が連たんする区域内であることから、第3種農地と判断されます。

以上、13件につきましては、いずれも申請人の書類及び現地確認し、立地基準及び一般基準などの許可要件を満たしていると考えます。

以上であります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告を願います。

4番、村井委員。

第3調査部会長（4番村井善一郎委員）

議第5号『農地法第5条の規定による許可申請について』は、件数にして13件、面積にして8,085㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第5号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

異議ないものと認めます。

なお、ただいま許可相当とした案件については県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可といたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第6号『農地の競売（買受）適格者証明願いについて』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（大坂事務局長）

それでは、議第6号『農地の競売（買受）適格者証明願いについて』説明いたします。

16ページをごらん願います。今月の申請は3件であります。

議案中の新潟地方裁判所三条支部が競売を行う事件番号平成24年（ケ）第37号、物件1から6の競売となる土地は、栄荻島地内の農地6筆、979.91㎡で、農用地区域外であり、また都市計画法の用途区域外でもあります。競売入札期間は、平成25年11月8日から平成25年11月15日であります。特別売却期間は、平成25年11月25日から平成25年12月2日で、見積価格は6筆、一括で254万円であります。債権者は1名で、東京都のアビリオ債権回収株式会社であります。場所につきましては、栄荻島、諏訪神社西側300m付近で、国道8号線の東側に近接しております。競売願い出者は1名で、農業を営む方で、経営規模拡大を図るため願い出されたもので

あります。

続きまして、新潟地方裁判所三条支部が競売を行う事件番号平成24年(ケ)第37号、物件7の競売となる土地は、岡野新田地内の農地1筆、684㎡で、農用地区域外であり、また都市計画法の用途区域外でもあります。競売入札期間は、平成25年11月8日から平成25年11月15日です。特別売却期間は、平成25年11月25日から平成25年12月2日で、見積価格は1筆で、90万円です。債権者は1名です。東京都のアビリオ債権回収株式会社です。場所につきましては、半ノ木集会所西側100m付近です。競売願出者は1名で、農業を営む方で、経営規模拡大を図るため願出されたものです。

続きまして、新潟地方裁判所三条支部が競売を行う事件番号平成24年(ケ)第37号、物件8の競売となる土地は、福島新田地内の農地1筆、1,021㎡で、農用地区域外であり、また都市計画法の用途区域外でもあります。競売入札期間は、平成25年11月8日から平成25年11月15日です。特別売却期間は、平成25年11月25日から平成25年12月2日で、見積価格は1筆で、221万円です。債権者は1名で、東京都のアビリオ債権回収株式会社です。場所につきましては、善久寺集会所南側400m付近で、国道8号線の西側に近接しております。願出者は1名で、農業を営む方で、経営規模拡大を図るため願出されたものです。

願出者1名の書類及び現地確認をしたところ、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、下限面積を超えていることなどから、許可要件を全て満たしていると考えます。

以上であります。

議長(野崎会長)

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果を報告をお願いします。

4番、村井委員。

第3調査部会長(4番村井善一郎委員)

議第6号『農地の競売(買受)適格者証明願いについて』は、件数にして3件、1名の申請について、書類審査及び事務局の現地確認結果など詳細説明を受け、証明願出者の経営面積や機械、労働力、技術、下限面積など許可要件を全て満たしており、適格者証明願いは適当と判断いたしました。

以上です。

議長(野崎会長)

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第6号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり適格者として証明を与えることにご異議ございま

せんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(野崎会長)

それでは、異議ないものと認めます。

なお、適格者証明書の交付を受けた者が最高競落人となり、農地法第3条申請書を提出された場合、証明書の交付時と事情が異なっていると認めた場合を除き、許可相当とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(野崎会長)

それでは、異議ないものと認めます。

第3調査部会長は、自席へお戻りください。ご苦労さまでした。

議長(野崎会長)

以上で議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告をいただいておりますので、省略をいたします。

議長(野崎会長)

それでは、報第2号『農政対策部会の結果報告ついて』部会長より報告願います。

農政対策部会長は、坂井代理の隣に着席願います。

22番、野水委員。

農政対策部会長(22番野水敏秋委員)

皆さん、今回も大変ご苦労さまです。農政対策部会の審議結果についてご報告いたします。

農政対策部会は、9月総会で付託を受けました平成26年度三条市農林関係の要望についてを去る10月17日午前9時30分から厚生福祉会館第2集会室で部会会議を開催し、この付託案件を審議し、10時30分終了しました。その結果、お手元に配付してあります報第2号の資料のとおり10項目を精査し、市長に要望することといたしました。昨年度と同様、施策、事業には予算が伴うとの考え方から、24年度の要望事項に25年度の予算づけがされているかの比較検討を行いながら審議して、施策、事業の継続、または重要性の要望となっております会議の中で多くの要望があるにもかかわらず、十分に応えられていない農林土木事業について、合併時は1,000万円が2,000万円、4,000万円となり、市議会でも取り上げられ、全体的に要望が多いので増額になったこと。農業委員会活動では転用の確認調査などで委員活動に伴う上乘せが必要であること。職員体制の強化も必要との意見がありました。これらのことは行政改革と反比例するなどの厳しい面もありますが、現状維持を図ることを要望し、書面であらわせない部分は市長への面談の際に口頭で伝えることで決まりました。この要望につ

きましては、総会後の日程調整で11月14日午後4時に野崎会長、坂井会長代理、農政対策部会の正副部会長、それに議会議員の鶴巻俊樹委員からも同行いただき、計6名で市長に面談して提出する予定であります。

そのほか、利用状況調査についてを審議しまして、農地パトロール区域の検討を行いました。本日午後からありますので、調査方法につきましては本日午後各地区参集場所にて事務局より説明がありますので、よろしくお願いいたします。

以上で農政対策部会の報告を終わります。

議長（野崎会長）

ありがとうございます。

それでは、報告の中でご質問がありましたらご発言をいただきたいと思えます。

16番、大竹委員。

16番（大竹正信委員）

お疲れさまです。9番の林業に関係するのですが、山林や森林は水資源、災害、環境保全の観点から私たちの生活の安定と地域社会への発展に寄与していて、三条市にも深くかかわりがあると思うのですが、最近水利権目的ということで中国を中心とした外国資本が参入し林地価格が今1㎡当たり50円前後にまで下落しており、そういう背景があって、山林買収に乗り出しているようです。北海道がほとんどのようですが、群馬や長野、その他各地でも見受けられるようです。外国資本の参入阻止の条例制定や水資源の保全条例など、何らかの対策をとる時期に来ているのかなと考えますので、今内容が関係要望に沿うかどうかわかりませんが、ぜひここに、本年度もしくは来年度条例制定までのせていただくか、口頭等で市長に伝えていただければなと考えます。

議長（野崎会長）

ただいまの大竹委員の発言の内容なのですが、皆さんもご存じのとおり各都道府県、北海道を中心という話を聞いております。長野、群馬あたりにもそういったようなのが入ってきてあるという状況を伺っております。この件の問題につきましては、何月でしたか、県の常任会議にも魚沼市のほうから話がありました。大竹委員が言われるように、環境保全に努めるなら、やはり地元を優遇して考えていかなければならないのではないかなと、私自身もそう思っております。その件につきましては、市長にやはり口頭で要請していかなければならないのではないかなと思っておりますので、それでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

ほかにございませんでしょうか。

6番、捧委員。

6番（捧 譽委員）

6番、捧ですが、会長さんの最初の話にもあったのですが、1ページのTPPの問題等、今いろいろマスコミにぎわっている減反廃止だとか戸別所得補償制度の廃止だとか

言われて、どうも悪い方向に話が流れていっているようですが、それに対して三条市長はどうもやっぱり財界というか、そっちの流れの中に入っているように感じます。我々としてはその流れに入らないで、ぜひとも三条市の農業者の味方、農業を守るために頑張ってもらおう方向でやってもらいたいと思うのですが、今後の市長の申し入れのとき、その辺についてどういうふうにやられますか。

議長（野崎会長）

今捧委員さんが言われたと同様に、私もそういうふうを考えておりまして、やはりこれらの問題は三条市が今まで農業者抜きで事を進めてきたわけでございます。その結果、こういう結末になったわけでございます。これからは農政というものは、我々農業者が入った中でやっぱりお互いに審議しながらやっていくべきではないかなと思っています。

それで、今後、11月14日の日に市長と面談したときに、また市長さんの真意というものはわかりながら我々の要望というものも要請していきたいなと思っていますし、それと同時に、やはりこの減反政策の廃止ということですが、正直に言いますと、価格調整あるいは供給と需要のバランスを考えながら減反をしてほしいという中で我々は協力してきたわけでございます。昭和40年、昭和46年からですか、やってきたわけでございますが、それが何のために減反に協力してきたのか。今私自身も頭の中はパニック状態でございます。実際のところ本当に雲をつかむような話でございますが、実際どうなるかわかりませんが、やはりこれから農政というものは我々農業者が農業団体あるいはJAグループともお互いに協議しながら結論を出すべきではないかなということを要請していこうと思っているわけでございます。よろしいでしょうか。

6番（捧 譽委員）

今まで我々が歩んできた道を市長に伝えていく、その方向で歩んでもらいたい。

議長（野崎会長）

ほかにございませんでしょうか。

ご発言がないようですので、農政対策部会の結果報告について終わります。

農政対策部会長は自席へお戻りください。ありがとうございました。

議長（野崎会長）

それでは、報第3号から報第9号まで続けて事務局より報告願います。

事務局（大坂事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、報告の中で質問がございましたら、ご発言をいただきたいと思います。

ご発言がないようですので、報告事項を終わります。

来月の調査部会開催案内をお願いいたします。

第1調査部会長、14番、村山佐喜雄委員。

第1調査部会長（14番村山佐喜雄委員）

来月は、第1調査部会の当番でございます。11月25日午前9時から、厚生福祉会館第2集会室で会議を開催いたします。関係委員は、出席をお願いします。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

なお、来月の総会は29日に予定しております。

それでは、長時間にわたりご審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして定例総会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午前10時29分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名捺印する。

三 条 市 農 業 委 員 会 会 長

議 事 録 署 名 委 員 (4 番)

議 事 録 署 名 委 員 (3 5 番)
